

女子再雇用制度の例

就業規則等に明記する事項		A タイプ	B タイプ
退職時の資格要件	退職理由	妊娠、出産、育児、夫の転勤、家族の看病等やむを得ない家庭事情	妊娠、出産、育児
	勤続年数	3年以上	5年以上
	身分	正社員	正規従業員
	再雇用の希望を有する旨の申出	「資格認定書」の交付を申し出る	制度適用対象者として登録を申請する
資格認定及び登録		人事担当部門において資格認定を行い、「資格認定書」を交付し、登録する	人事担当部門において登録する
再雇用時の資格要件	最長離職期間	(定めなし)	8 年
	年齢	45歳以下	(定めなし)
	再雇用の申出	「再雇用申出書」に「資格認定書」を添付し、人事担当部門に申し出る	「再雇用申出書」を人事担当部門に提出する
	試験等	適性検査、面接、健康診断を行う	面接により行う
格付け・労働条件	身分	正社員、パートタイム社員	正規従業員
	賃金	退職時の資格等級、退職時の経験、勤務年数等を考慮して決定する	退職時の資格等級に対応する現行水準に格付けする
	資格	再雇用時に格付けを決定する	原則として退職時の資格等級
	試用期間	1 か月	(定めなし)
再雇用先		自社のみでの再雇用	〇〇グループ各社での再雇用

女子再雇用制度及び女子再雇用促進給付金の詳細については、下記にお問い合わせください。

女子再雇用制度のすすめ

女子再雇用制度は

定年到達者等の再雇用と異なり、妊娠、出産、育児、夫の転勤、家族の看病等により退職した女性を再雇用する制度です。

育児休業制度や介護休業制度とともに、女性が生涯を通して長期的に職業生活をおくることを可能にする制度です。

- 企業にとっては——自社又は関連会社で養成した経験・技能をもつ労働者の確保に、豊かな生活経験を活用できる人材の確保に、企業のイメージアップに、女子労働者のモラルアップに役立ちます。
- 女子労働者にとっては——過去のキャリアに対する評価と労働条件を維持することができ、乳幼児期の子供を自分の手で育てることができ、職業生活設計をたてるためにも役立ちます。
- 社会、家庭にとっては——次代を担う子供たちの健やかな育成に、勤労者世帯の家庭機能の充実に役立ちます。

労働省では、一定の要件を満たす女子再雇用制度により女性を再雇用した事業主に対して、女子再雇用促進給付金を支給することによって、この制度の普及をすすめています。

労働省婦人局

女子再雇用促進給付金

女子再雇用制度を設けて、女子労働者を再雇用した事業主に支給します。

支給額は

再雇用した女子労働者 (支給対象者) 1人当たり	中小企業	40 万円
	大企業	30 万円

受給できる事業主は

次の各号のすべてに該当する事業主です。

1 次の(1)から(8)までのすべての要件を満たした女子再雇用制度を設けている事業主であること。

(1) 制度が労働協約又は就業規則に定められていること。

(2) 退職理由として妊娠、出産、育児が含まれていること。

(3) 次の各号（イ、ロ、ハ）の措置のうち一つ以上が、とられていること。

イ 労働者を募集する場合は、一般公募に優先して女子再雇用制度が適用される者から募集する。

ロ 応募者の中に女子再雇用制度が適用される者がいる場合には、その者を他の応募者に優先して採用することを配慮する。

ハ 女子再雇用制度が適用される者を再雇用する場合には、その者に次のような処遇上の配慮を行う。

(イ) 退職時と同一の身分及び勤務形態で再雇用する場合には、退職時の賃金制度及び資格制度上の格付けを考慮する。

(ロ) 退職時と異なる身分及び勤務形態で再雇用する場合は、退職時の経験、勤続年数等を勘案した賃金の格付けを行う。

(4) 自社又は関連会社を退職する際に、制度の適用を希望する女子労働者からその旨申出を得ておくこと。

(5) 退職時から再雇用時までの最長離職期間を定める場合には、その期間は3年以上とすること。

(6) 再雇用時の年齢に上限を設ける場合には、その年齢は40歳以上であること。

(7) 制度の適用を受ける者の範囲が身分、職種等により著しく制限されていないこと。

(8) 再雇用時の身分、勤務形態については、退職時と同一又はそれに準ずるものを含んでいること。

2 次の要件をすべて満たしている女子を再雇用した事業主であること。

(1) 妊娠、出産又は育児を理由として、自社又は関連会社を退職した者。

(2) 退職の際に、その就業が可能となったときに自社に再雇用されることを希望する旨の申出をしていた者。

(3) 自社又は関連会社を退職する日の前日までに、雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用されていた者。

(4) その就業が可能となった際に、自社に対して再雇用の申出を行い、また、その申出の日までの間に雇用保険の失業給付を受給していない者であること。

(5) 離職期間が当該退職の翌日から起算して1年以上8年未満の者。

(6) 当年12月末日までの1年間に再雇用された者。

(7) 当年12月末現在で、雇用保険の被保険者（短時間労働被保険者を除く）として再雇用されている者。

受給のための手続は

● 支給対象期間

事業所ごとに、最初の支給対象となる再雇用者が出た日以後3年間

● 支給申請期間

当年1年間に再雇用された者で、12月末日に在籍する者について、翌年1月末日までに申請する。

● 申請書の提出

申請期間内に、必要書類を添えて、女子再雇用促進給付金支給申請書を婦人少年室に提出してください。

申請のための提出書類

① 女子再雇用促進給付金支給申請書（婦人少年室に備え付けてあります。）

② 女子再雇用制度に関する労働協約又は就業規則（写）

③ 対象者名簿

④ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）

⑤ 雇用保険被保険者離職票（写）

⑥ 退職時の申出の有無、退職理由が明らかになる書類（写）

⑦ 対象者が、当該退職に係る雇用保険の失業給付を受給した場合にあっては、その受給前に自社に対して雇用の申出を行ったことが明らかになる書類及び当該申出に対して雇用しなかったことが明らかになる書類（写）及び⑤、⑥に替えて雇用保険受給資格者証（写）

⑧ 当該退職した事業所が関連会社である場合については、それを証明する書類